

入札参加者の皆様へ

建設業における社会保険等未加入対策を拡充しますので、お知らせします。

平成31年2月27日
宇都宮市理財部契約課

建設業における社会保険等未加入対策の拡充について

1 対策拡充の概要

建設業の持続的発展に必要な人材確保と労働者処遇改善を更に推し進めるため、元請事業者を通して、下請事業者の社会保険等加入の徹底を図ります。

	平成31年3月まで(現状)	平成31年4月より(改正後)
元請事業者	加入事業者に限定 ・ 入札参加有資格者名簿に登録する際の資格要件	
一次下請事業者	加入事業者を原則	加入事業者に限定します。 ・ 契約約款に「社会保険等未加入建設事業者と一次下請契約を締結してはならない」を明記します。 ・ 一次下請事業者が社会保険等未加入建設事業者であった場合、元請事業者に対し以下の措置を実施します。 入札参加停止措置(2か月) 工事成績評定減点措置(－15点)
二次下請以下事業者	対象外	加入事業者を原則とします。 ・ 二次下請以下事業者が社会保険等未加入建設事業者であった場合、元請事業者に対し、下請事業者への社会保険等加入指導を要請します。

2 対象工事

平成31年4月1日以降、本市が発注するすべての建設工事を対象とします。

※宇都宮市小規模工事等契約希望者登録制度の登録事業者に発注する工事は対象外